

母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る納入通知書の誤送付について

母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る納入通知書について、別の償還者あての通知書を誤って同封し送付したことにより、個人情報漏えいする事案が判明しました。

納入通知書を封入する際の確認作業を見直し、再発防止の徹底に取り組んでまいります。

1 概要**(1) 母子父子寡婦福祉資金貸付金について**

母子家庭、父子家庭及び寡婦の経済的自立を図るとともに、その扶養する児童等の福祉の増進を目的として貸付けを行う制度。

- ・資金種類：修学資金、就学支度資金 等
- ・対象者：20歳未満の児童を扶養している配偶者のない者（母又は父）又はその扶養されている児童 等

(2) 事案の概要

- | | |
|---------------|-------------------------------------|
| 令和8年4月13日～15日 | 納入通知書の封入作業を複数人で実施 |
| 令和8年4月15日 | 納入通知書を発送 |
| 令和8年4月28日 | 別の償還者あての納入通知書が同封されている旨の連絡があり、誤送付が判明 |

2 誤送付の内容

窓あき封筒に納入通知書を封入する際、本来送付すべき償還者の納入通知書に加え、別の償還者あての納入通知書を誤って同封し送付したものの。

3 原因

封入時における氏名及び住所の確認が不十分であったことによるもの。

4 対応状況

誤って納入通知書を受領された方及び本来送付すべきであった方の双方に対し、速やかに謝罪を行った。また、誤送付した納入通知書を回収の上、改めて納入通知書を送付する。

5 再発防止策

納入通知書の送付に当たっては、以下の対策を徹底する。

- ・封入時における複数人による確認の徹底
- ・送付対象者ごとの封入物一覧の作成及び突合確認
- ・作業手順の見直し及び職員への周知徹底

本件についてのお問い合わせ先
こども家庭課 課長補佐 京谷
電話：025-280-5112